

消費税関係

法人設立時の消費税の取扱い

1 はじめに

新設された内国法人（資本金1000万円未満）が、取引先との関係性や設備投資などの理由から、設立初年度よりインボイス登録をして消費税の課税事業者になることがある。ここでは新設法人甲社が留意すべき消費税の課税関係について解説する。

なお、甲社は新設合併又は新設分割に該当せず、課税売上高は当面1000万円以下を見込んでいる。インボイス登録は継続予定であり、課税期間の特例は選択していない。

2 設立初年度のインボイス登録と設備投資等の関係

令和11年9月30日の属する課税期間までは、経過措置によりインボイス登録のみで課税事業者になることができる。つまり、現在は課税事業者選択届出書の提出は不要である。

この場合、インボイス登録した甲社（下記3を除く）が設立初年度に設備投資等を行い一般課税により申告した場合、以下の点に留意が必要である（消法12の4①③、同33①、同34①、同35、同37③一・三・五、同57の2、消令70の4、28年改法附則44④、同51の2、30年改令附則15②）。

(1)調整対象固定資産（下記(2)を除く）を取得した場合

① 翌課税期間が令和8年9月30日の属する課税期間までは、2割特例が適用可能

② 翌課税期間において簡易課税制度の適用が可能

(注) 課税事業者選択届出書を提出していないこと及び下記3に該当しないため、いわゆる3年縛りは適用されない。

(2)高額特定資産を取得した場合

① (1)①の2割特例は適用できない

② 一般課税が3期目まで強制される（簡易課税選択制限）

③ 著しい変動や転用に係る消費税額の調整計算について検討する必要がある。

(注) 課税事業者選択届出書を提出していないが、②や③につき、いわゆる3年縛りの影響を受けるので留意が必要である。

(3)一定の金地金等を取得した場合

① (1)①の2割特例は適用できない

② 一般課税が3期目まで強制される（簡易課税選択制限）

3 特定新規設立法人の特例と設備投資等との関係

特定新規設立法人の特例（注）に該当する甲社が、設立初年度に調整対象固定資産を取得して一般課税で申告した場合、上記1(2)①～③が適用される（消法12の3、同33①、同34①、同35、同37③二、28年改法附則51の2）。

(注) 基準期間がない法人で事業年度開始日の資本金額が1000万円未満であるものう

ち、一定の者により株式等の50%超を保有され、かつ特殊関係法人等の基準期間に相当する課税売上高が5億円超であるなどの一定の要件に該当する場合に適用される。

4 おわりに

前述2の場合、希望の登録日を指定してインボイス登録することが可能だが、法人設立前に設備や資材等に係る支出をしていて、これらの仕入税額控除を受ける場合は、設立課税期間中に「課税期間の初日から登録を受けようとする旨」を記載した登録申請書を提出しなければならないので留意が必要である。

調整対象固定資産を取得した場合の翌期以降の消費税計算については、2(1)の場合を除き、2割特例や簡易課税の選択、消費税額の調整計算などの適用関係に留意が必要である。

前述3の場合、甲社はインボイス登録に関わらず納税義務が免除されないため、2割特例は適用できない。また簡易課税の選択、消費税額の調整計算などの適用関係に留意が必要である。

右山研究グループ
税理士 山邊 洋